

福岡県公安委員会規程第1号

福岡県公安委員会が行う審査請求の審理の手続に関する規程を次のように定める。

令和2年3月2日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会が行う審査請求の審理の手続に関する規程

福岡県公安委員会が行う審査請求の審理の手続に関する規程（平成28年福岡県公安委員会規程第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う審査請求の審理の手続（以下「審理手続」という。）については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語）

第2条 この規程で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（審理官）

第3条 福岡県警察本部長（以下「本部長」という。）は、公安委員会を審査庁とする審査請求があったときは、審理手続を補佐させるため、審理に関する事務を行うについて必要な知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると思われる福岡県警察本部の職員のうちから審理官を指名するものとする。ただし、法第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

2 本部長は、審理官を指名したときは、審査請求人に対し、審理官指名通知書（様式第1号）により通知するものとする。

3 本部長が第1項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人
- (3) 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人の代理人
- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 利害関係人

4 本部長は、審理官が前項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったときは、当該審理官に係る第1項の規定による指名を取り消さなければならない。

(総代の互選の命令等)

第4条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令については、総代互選命令書(様式第2号)により行うものとする。

2 公安委員会は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審査請求人及び参加人に対し、総代選任等通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(審査請求への参加等)

第5条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可の申請については、審査請求参加許可申請書(様式第4号)その他これに準ずる書面により受理するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請があったときは、審査請求への参加を許可するかどうかを決定し、前項の申請をした者に対し、その旨を審査請求参加許可等決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 公安委員会は、前項の規定により審査請求への参加を許可された者からの審査請求への参加の取下げの申立てについては、審査請求等取下書(様式第6号)その他これに準ずる書面により受理するものとする。

(審査請求人の地位の承継)

第6条 公安委員会は、法第15条第6項の許可の申請については、審査請求人地位承継許可申請書(様式第7号)その他これに準ずる書面により受理するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請があったときは、地位の承継を許可するかどうかを決定し、前項の申請をした者に対し、その旨を審査請求人地位承継許可等決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(誤った教示をした場合の救済)

第7条 公安委員会が審査庁としない審査請求があったときの法第22条第1項の規定による通知については、審査請求移送通知書(様式第9号)により行うものとする。

(審査請求書の補正)

第8条 公安委員会は、法第23条の規定による命令については、補正命令書(様式第10号)により行うものとする。

(執行停止)

第9条 公安委員会は、法第25条第2項の申立てについては、執行停止申立書（様式第11号）その他これに準ずる書面により受理するものとする。

2 公安委員会は、前項の申立てがあったときは、執行停止をするかどうかを決定し、前項の申立てをした者に対し、その旨を執行停止等通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（執行停止の取消し）

第10条 公安委員会は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、前条第1項の申立てをした者に対し、執行停止取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（審査請求の取下げ）

第11条 公安委員会は、法第27条第1項の規定による審査請求の取下げの申立てについては、審査請求等取下書その他これに準ずる書面によりこれを受理するものとする。

（弁明書の送付）

第12条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第5項の規定による弁明書の送付については、送付書（様式第14号）により行うものとする。

（口頭意見陳述の期日及び場所の指定）

第13条 公安委員会は、審査請求人又は参加人からの法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の申立てについては、口頭意見陳述申立書（様式第15号）その他これに準ずる書面によりこれを受理するものとする。

2 公安委員会は、前項の申立てがあったときは、口頭意見陳述の期日及び場所を指定し、審査請求人及び参加人に対し、その旨を口頭意見陳述開催通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（口頭意見陳述における補佐人）

第14条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可の申請については、補佐人帯同許可申請書（様式第17号）その他これに準ずる書面により受理するものとする。

2 公安委員会は、前項の申請があったときは、補佐人とともに出頭することを許可するかどうかを決定し、前項の申請をした者に対し、その旨を補佐人帯同許可等決定通知書（様式第18号）により通知するものとする。

（証拠書類等の提出を受けた場合の措置）

第15条 公安委員会は、法第32条第1項の規定による証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類

等」という。)の提出を受けたときは、当該証拠書類等を提出した者に対し、証拠書類等預り証(様式第19号)を交付するものとする。

(物件等の提出要求)

第16条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てについては、物件等提出要求申立書(様式第20号)その他これに準ずる書面により受理するものとする。

2 公安委員会は、前項の申立てがあったときは、書類その他の物件(以下「物件等」という。)の提出の要求をするかどうかを決定し、前項の申立てを行った者に対し、その旨を物件等提出要求承認等通知書(様式第21号)により通知するものとする。

3 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件等の提出の要求については、物件等提出要求書(様式第22号)により行うものとする。

4 公安委員会は、物件等の提出を受けたときは、当該物件等を提出した者に対し、証拠書類等預り証を交付するものとする。

(参考人の陳述及び鑑定 of 要求)

第17条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てについては、参考人陳述等要求申立書(様式第23号)その他これに準ずる書面により受理するものとする。

2 公安委員会は、前項の申立てがあったときは、参考人の陳述又は鑑定の要求をするかどうかを決定し、前項の申立てをした者に対し、その旨を参考人陳述等承認等通知書(様式第24号)により通知するものとする。

3 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定の要求については、参考人陳述依頼書(様式第25号)又は鑑定依頼書(様式第26号)により行うものとする。

(検証)

第18条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てについては、検証申立書(様式第27号)その他これに準ずる書面により受理するものとする。

2 公安委員会は、前項の申立てがあったときは、検証をするかどうかを決定し、前項の申立てをした者に対し、その旨を検証申立承認等通知書(様式第28号)により通知するものとする。

(質問)

第19条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てについては、質問申立書（様式第29号）その他これに準ずる書面により受理するものとする。

2 公安委員会は、前項の申立てがあったときは、質問をするかどうかを決定し、前項の申立てをした者に対し、その旨を質問申立承認等通知書（様式第30号）により通知するものとする。

3 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問については、質問書（様式第31号）により行うものとする。

（審理手続の計画的遂行）

第20条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項に規定する意見の聴取のための審理関係人の招集については、招集通知書（様式第32号）により行うものとする。

2 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知については、審理手続予定・変更通知書（様式第33号）により行うものとする。

（審査請求人等による提出書類等の閲覧等）

第21条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定による提出書類等の閲覧又は提出書類等の写し等の交付の要求については、提出書類等閲覧等請求書（様式第34号）その他これに準ずる書面により受理するものとする。

2 公安委員会は、前項の要求があったときは、提出書類等を閲覧させ、又は交付するかどうかを決定し、前項の要求をした者に対し、その旨を提出書類等閲覧等決定通知書（様式第35号）により通知するものとする。

（審理手続の終結）

第22条 公安委員会は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審理手続を終結した旨の通知については、審理手続終結通知書（様式第36号）により行うものとする。

（裁決）

第23条 公安委員会は、審理手続が終結したときは、裁決書（様式第37号）を作成するものとする。

2 公安委員会は、法第51条第3項に規定する公示の方法による送達については、公示書（様式第38号）を公安委員会の掲示板に掲示するとともに、福岡県公報に掲載して行うものとする。

(雑則)

第24条 この規程を実施するため必要な細目的事項については、本部長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第3条の規定は、令和2年3月11日以後に受理した審査請求について適用する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の福岡県公安委員会が行う審査請求の審理の
手続に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、この
規程による改正後の福岡県公安委員会が行う審査請求の審理の手続に関する規程（以下「新規
程」という。）の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。
- 4 この規程の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規程の様式により使用されている
書類は、新規程の様式によるものとみなす。

(国外犯罪被害弔慰金等裁定事務取扱規程の一部改正)

- 5 国外犯罪被害弔慰金等裁定事務取扱規程（平成28年福岡県公安委員会規程第13号）の一
部を次のように改正する。

第9条第2項中「福岡県公安委員会が行う審査請求の審理の手続に関する規程（平成28年
福岡県公安委員会規程第2号）」を「福岡県公安委員会が行う審査請求の審理の手続に関する
規程（令和2年福岡県公安委員会規程第1号）」に改める。